

除排雪団体設立助成事業費補助金募集要領

第1 総則

除排雪団体設立助成事業費補助金に係る募集については、この要領の定めるところによる。

第2 募集の方法

県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」等を活用し、広く周知する。

第3 提出書類

補助金の交付を受けようとする団体（以下「団体」という。）は、次の書類を募集期間内に提出すること。

- (1) 応募書（別紙様式）
- (2) 団体の規約その他の規程
- (3) その他、事業の取組内容が分かる参考資料等

第4 募集期間

令和8年7月1日（水）から随時受け付ける。
ただし、採択事業件数に応じて募集を締め切る場合がある。

第5 書類の提出先等

書類の提出先、提出方法、提出部数、注意事項等は次のとおりとする。

- (1) 提出先
秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
- (2) 提出方法
メール、郵便又は持参
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - ① メール又は郵送の場合は、受取の手違いを避けるため、提出先へ到着しているか確認すること。
 - ② 持参の場合は、募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで提出すること。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
 - ③ 提出書類は、募集期間内であれば変更や取り下げることができる。
 - ④ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募する団体の負担とする。

第6 問い合わせ先

秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁舎5階）
電 話 018-860-1522
FAX 018-860-3891
メール kenminseikatu@pref.akita.lg.jp